

平川市新本庁舎建設基本計画（平成29年3月策定）抜粋

青森県平川市公式ホームページより

b. 設計者の選定方法

基本計画策定後は、実際に設計業務を委託する設計業者を選定し、基本設計及び実施設計を進めていくことになります。設計業者の代表的な選定方法には、下記の3つの方式があります。

（1）プロポーザル方式

プロポーザル方式は、「提示された設計対象に対する発想・解決方法等の提案を審査し、設計者を選定する」手法です。具体的な設計案ではなく、設計者の考え方を評価し、「人」を選ぶことを目的としています。

「設計案」を選ぶものではないので、設計者選定後に発注者の意向等も踏まえた設計を進めることが可能です。また、事前にプロポーザル審査判定基準の準備が必要です。

（2）コンペ方式

コンペ方式は、「提出された具体的な設計案を審査し、設計者を選定する手法」です。これは、発注者より設計と条件をある程度明確に示す必要があり、それに基づいて具体的な設計案が作成され、その優劣によって「案」を選定します。コンペの公示から案の提出までには最低でも3ヶ月程度を要し、高度な審査が必要です。また、参加業者に相応の対価が支払われる場合が一般的です。

具体的な提案に対する審査を行うため、選定基準がある程度明確となりますが、一方で選定後の発注者側の設計条件の変更や発注者の意向の反映については困難とされています。

（3）入札方式

入札方式は、提示する条件（委託仕様書）に対し、設計料の入札を行い、その中から一番安価な業者を選定する方法で、建設工事等では一般的な手法となっています。

これは、具体的な設計委託内容を文書で明記し、受託者が変わっても業務の質に大きな差が出ないことが前提となります。金額に対する評価のため、判断基準は明確ですが、今回の様に詳細仕様があらかじめ設定されておらず、かつ業者からの提案やデザイン性を期待する場合には不向きな方式と考えられます。

宇部市新本庁舎建設基本計画（平成28年8月策定）抜粋

山口県宇部市公式ホームページより

設計者選定方式の比較評価を上記の3つの視点で行うと、以下のようにまとめられます。

設計者選定方式の比較評価

設計者 選定方式	設計競技方式 (コンペティション)	技術提案方式 (プロポーザル)	競争入札方式
設計品質の確保	○：発注者は、複数案の中から最も優れた案を選ぶことができ、設計者選定時にデザインやプランニングを概ね確定させることができる。	○：発注者は、複数の設計者の中から最も優れた技術を有する設計者を選ぶことができ、提案された技術を活用した優れた設計が期待できる。	●：設計料の安さで選んだ設計者が必ずしも良質の建築をつくることに結びつかない。
設計の進め方	●：「設計案」を選ぶので、発注者、設計者双方とも、その後の設計過程において、選んだ案に拘束されることとなり、市民対話型の庁舎建設プロセスには必ずしもなじまない。	○：発注者は、「案」ではなく「人」を選ぶので、設計者をパートナーとした協働体制のもとで、設計を進めることができ、市民対話型の庁舎建設プロセスに対応しやすい。	●：最も安く設計できるものの、発注者が望む設計能力を備えているとは限らず、市民対話型の庁舎建設プロセスに対応できるとは限らない。
発注者及び設計者の負担	●：発注者は、設計案作成に必要なかつ十分な要件や条件をあらかじめ設計者に提示する必要がある。また、提案作成に応分の費用を用意する必要がある。設計者は、設計案を含む提案書を作成する必要があり、労力や経費、時間などの負担が大きい。	●：発注者は、文章表現が中心の提案内容を評価するための評価方法や評価基準を明確にしておく必要がある。設計者は、業務の実施方法や考え方など文章表現が中心の提案書を作成する必要があり、設計競技方式ほどではないが、負担が生じる。	○：発注者は、従来どおりの手続きで進めることができ、負担は少ない。設計者は、他の方式に比べて簡便な手続きとなるため、負担は比較的少ない。
総合評価	○	◎	△

評価【○：メリット、●：デメリット】 総合評価【◎＞○＞△】

市庁舎のような大規模な建築物の設計を進める場合、設計条件は多種多様となり、市や市民と設計者が対話を重ねながら進める必要があります。

設計者には、こうした対話の中で出された様々な要望に応じて質の高い設計を進めていく能力や経験などの資質、設計者や設計チームのもつ創造力や確かな技術力、専門家としての豊かなノウハウ等が求められます。

一方、発注者側には、設計金額や手続きの簡便性だけでなく、設計者の課題対応能力等を適正に評価することが求められます。

こうした点を踏まえると、設計者選定方式は、技術提案方式（プロポーザル）が妥当と判断されます。